# 第1回アスベスト大気濃度調査検討会における主な意見等

#### 1 義務付けの対象について

- ・隔離した現場は全て測定を義務付けることが常識的ではないか。小さい現場は 測定箇所を減らし、排気口だけ測定を義務付ける等。
- ・曝露という観点に立てば、面積は関係なく全て規制すべき。
- ・レベル 2 について、63 %免除されるのは問題。免除なしというのが基本。 2 ~ 3 日かかるということだが、SEM は丸一日あればできる。
- ・ロックウールに石綿が混ざっている場合は、面積で切ってもいい。少なくとも昭和 50 年以前のものは、制限をかける必要はない。

#### 2 測定場所・測定方法

### (1)集じん・排気装置

- ・集じん・排気装置をきちんと管理すれば、漏洩はかなり防げるのではないか。 工事前の予防的措置として、集じん・排気装置を動かしスモークテストする。 重要なところは、セキュリティー出入口と集じん機出口。それ以外の養生確認 は目視でも分かる。
- ・測定は基本的に排気口の中で。等速吸引を考慮した形で。
- ・等速吸引は必ずしも必要ない。ダクトの外でもかなり風量はあるので十分わかる。正確な数値が必要なわけではない。
- ・作業標準には、連続的に測れるデジタル粉じん計等の記載を。
- ・現場の顕微鏡観察でアスベストの有無を確認し、工事を止めさせることが基本。
- ・漏洩を監視するということであれば、連続でやる必要がある。特に集じん・排 気装置の出口。

#### (2)施工区画等

- ・測定の目的は作業管理。3日後に結果が出るような測定方法では、目的に合わない。
- ・高層建築物では、施工区画での測定は必要ないのではないか。平地にある場合 は必要かもしれない。
- ・敷地境界は、意味がないのではないか。30階であれば、29階、31階の階段等の 工事をしているところの境で測定すれば、意味はある。
- ・周辺の測定が行われなくても、場合によっては、いたし方ないか。施工区画は 決めにくい。
- ・養生からの漏れは、施工前だけではなく施工中に養生の貼り合わせ箇所の破損 もあり得る。工事をやっている人が監視しないといけない。

・石綿繊維濃度基準1本/ L となると、最初から電顕を想定しなければならないのではないか。

## 3 測定結果の評価方法(施工区画等)

- ・間欠曝露なので、健康リスクの議論から何本がいいという答えは出てこない。 一般大気よりも高いという意味で、1本/Lというのは、分かりやすくていい。
- ・現場では隔離の外で色々な解体をやっている。全て電顕になりかねないので、 総繊維1本を超えれば電顕というのは非常に厳しい。隔離養生の外で出てきた 粉じんを拾って、それが隔離養生からの漏洩とは言えない。集じん・排気装置 の出口のところはいい。
- ・解体現場は様々な粉じんが飛び交じっているので、位相差顕微鏡のルールでやると、非アスベストも全部測り込む。アスベスト濃度を測らなければいけない。
- ・建物が劣化損傷して、部屋の中で総繊維数 1 本 / L を超えていることもある。 作業前に測定し、その結果と比較するような基準としてはどうか。

### 4 その他(完了検査)

- ・作業後の隔離養生の撤去前に中を測るのが原則。
- ・作業後について、アスベストの種類によって沈降速度が違う。作業後、いつの 時点で測るかを決めておく必要がある。
- ・除去終了後の養生内のクリアランスの確認は絶対必要。